



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.
okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2017 JANUARY / 189号

★ 商標国際分類第 11-2017 版の発効 ★

2017 年 1 月 1 日よりニース協定国際分類第 11-2017 版が発効します。これにあわせて「類似商品・役務審査基準〔国際分類第 11-2017 版対応〕」も公表されています。この新審査基準は、本年 1 月 1 日以降の出願について適用されます。

改正内容の説明は特許庁ホームページに掲載されておりますので、詳しくはそちらをご参照ください。下記は例示であり、実際には非常に多くの項目で修正や加入が行われています。

1. 注意が必要な表示

(1) せっけん類、化粧品、歯磨き関連商品

第 3 類「薬用せっけん」(04A01)、「薬用化粧水」「薬用クリーム」(04C01) は削除

第 3 類「ベビーオイル」「ベビーパウダー」(04C01) → 「ベビーオイル(医療用のもを除く。)」 「ベビーパウダー(医療用のもを除く。)」に表示変更

第 5 類「日本薬局方の薬用せっけん」「薬用ベビーオイル」「薬用ベビーパウダー」「薬用ひまし油」(01B01) → 「医療用せっけん」「医療用ベビーオイル」「医療用ベビーパウダー」「医療用ひまし油」に表示変更

※ニース国際分類の改正に基づき、せっけん類、化粧品、歯磨き関連商品について、医療用の商品は第 5 類、医療用以外の商品は第 3 類に分類されることになりました。医療用か否かがあいまいな「薬用」の文字は、せっけん類、化粧品、歯磨き関連商品に使用することはできなくなります。

(2) つや出し布

第 3 類「つや出し布」(13B03) 削除

第 21 類「つや出し布」(19A06) 追加

※ニース国際分類表第 21 類に清浄用の「つや出し布」が追加されました。第 3 類に属する研磨用の「つや出し布」との区別が紛らわしくなるため、第 3 類から当該表示が削除されました。研磨用の「つや出し布」を指定するときは、第 3 類「つや出し用の研磨布」等と指定することが必要になります。

(3) 消毒用等の器具

第 10 類「消毒用及び滅菌用の器具」(10D01) 削除

※ニース国際分類表第 11 類に「医療用消毒装置」(10D01) が追加され、すべての消毒・滅菌装置は第 11 類に属することになりました。そのため、第 10 類から削除されました。

2. 区分の変更(例)

第 8 類「角砂糖挟み」「くるみ割り器」(19A05) → 第 21 類

第 11 類「アイスボックス」「氷冷蔵庫」(19A04) → 第 21 類

第 20 類「スリーピングバッグ」(24C03) → 第 24 類

第 25 類「靴くぎ」(22A02) 等の靴金具関連商品

→ 第 6 類「金属製靴くぎ」第 20 類「靴くぎ(金属製のもを除く。)」

第 28 類「スキーワックス」(05D01) → 第 4 類

第 29 類「チョコレートスプレッド」(32F04) → 第 30 類

第 43 類「業務用食器乾燥機の貸与」「業務用食器洗浄機の貸与」(42X24) → 第 37 類

3. 表示の追加(例)

第 9 類「腕時計型携帯情報端末」「スマートフォン」(11B01, 11C01)